**羽生市内飲食店等あんしん来店補助金交付要綱**

**（趣旨）**

**第１条　この要綱は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）対策として市内の飲食店等に行う環境整備に対して補助金を交付することに関し、羽生市補助金等の交付手続等に関する規則（平成２３年規則第１号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。**

**（定義）**

**第２条　この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。**

**（１）　飲食店等　食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）第５２条第１項の規定により埼玉県知事から飲食店営業、喫茶店営業（自動販売機を利用して行う営業及び自動車を利用して行う営業を除く。）又は菓子製造業の許可を受けている者が当該許可と同様の商業活動を行っている店舗をいう。**

**（２）　あんしん宣言　埼玉県の提唱する「彩の国「新しい生活様式」安心宣言」のうち、「共通の安心宣言」をいう。**

**（３）　お知らせシステム　埼玉県ＬＩＮＥ公式アカウントの機能のうち、「埼玉県ＬＩＮＥコロナお知らせシステム」をいう。**

**（補助対象者）**

**第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。**

**（１）　飲食店等の本社又は本店を市内に有すること。**

**（２）　市税等の滞納がないこと。**

**（３）　あんしん宣言を対象店舗の店頭に掲示するとともに、宣言の内容を遵守すること。**

**（４）　お知らせシステムＱＲコードの発行を受け、飲食店等の店頭に掲示すること。**

**（５）　飲食店等の経営者（法人の場合にあっては、役員等）が羽生市暴力団排除条例（平成２４年条例第２７号）に掲げる暴力団員又は暴力団関係者でないこと。**

**（補助対象経費等）**

**第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、飲食店等の店内に新型コロナウイルス感染症対策として購入した設備（令和３年４月１日から規則第８条第１項の規定による交付決定通知書の交付の日前までに購入したものを含む。）の購入に対する費用（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）とする。**

**２　前項の設備とは、おおむね次に掲げるものとする。**

**（１）　アクリル板間仕切り（パーテーション）**

**（２）　サーキュレーター**

**（３）　非接触式体温計**

**（４）　空気清浄機**

**（５）　オートディスペンサー（第８号に係るものに限る。）**

**（６）　マスク**

**（７）　フェースシールド**

**（８）　消毒液（手・指又は設備用）**

**（９）　使い捨て手袋**

**（１０）　二酸化炭素濃度測定器**

**３　第１項の規定にかかわらず、既に他の行政機関等の助成制度による助成を受けている場合又は助成を受けることが決定している場合は、補助対象経費に含めることができない。**

**（補助金の額等）**

**第５条　補助金の額は、１店舗当たり５万円を限度とする。**

**２　補助金の額に１，０００円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。**

**（申請書の様式等）**

**第６条　規則第５条第１項の申請書の様式は、羽生市内飲食店等あんしん来店補助金交付申請書（様式第１号）のとおりとする。**

**２　前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。**

**（１）　羽生市内飲食店等あんしん来店補助事業計画（実績）書（様式第２号）**

**（２）　飲食店等の営業許可証の写し**

**（３）　その他市長が必要と認める書類**

**３　補助金の交付申請は、１店舗当たり１回限りとする。**

**（交付決定通知書の様式）**

**第７条　規則第８条第１項の交付決定通知書の様式は、羽生市内飲食店等あんしん来店補助金交付決定通知書（様式第３号）のとおりとする。**

**（変更等申請書の様式等）**

**第８条　規則第１０条の申請書の様式は、羽生市内飲食店等あんしん来店補助事業（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第４号）のとおりとする。**

**２　規則第１０条第２項の規定による取消し又は変更を行うときは、羽生市内飲食店等あんしん来店補助事業（変更・中止・廃止）承認書（様式第５号）により申請者に通知するものとする。**

**（報告書の様式等）**

**第９条　規則第１４条の報告書の様式は、羽生市内飲食店等あんしん来店補助事業実績報告書（様式第６号）のとおりとする。**

**２　前項の報告書は、次に掲げる書類を添えて、令和４年１月３１日までに提出しなければならない。**

**（１）　羽生市内飲食店等あんしん来店補助事業計画（実績）書（様式第２号）**

**（２）　補助対象経費に係る領収書等の写し**

**（３）　補助対象経費に係る設備を設置後の写真**

**（４）　飲食店等の店頭に掲示しているあんしん宣言及びお知らせシステムＱＲコードの写し**

**（５）　その他市長が必要と認める書類**

**（交付請求書の様式）**

**第１０条　規則第１７条第２項の交付請求書の様式は、羽生市内飲食店等あんしん来店補助金交付請求書（様式第７号）のとおりとする。**

**（不当利得の返還）**

**第１１条　市長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者に対し、その返還を求めるものとする。**

**（関係書類の保存）**

**第１２条　規則第２１条に規定する帳簿等は、補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から５年間保存しなければならない。**

**（その他）**

**第１３条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。**

**附　則**

**（施行期日）**

**１　この告示は、公布の日から施行する。**

**（この告示の失効）**

**２　この告示は、令和４年３月３１日限り、その効力を失う。**

**３　前項の規定にかかわらず、第１１条及び第１２条の規定は、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。**